

平成23年 3月 3日

工事関係委託  
入札参加資格登録をされている皆様へ

豊田市長 鈴木 公平

## 工事関係委託における入札契約制度の変更点について（お知らせ）

日頃は豊田市政にご理解とご協力をたまわり厚くお礼申し上げます。

これまで本市では、工事関係委託における一般競争入札の拡大等を実施してまいりましたが、平成23年3月から下記のとおり制度を見直し、導入していきます。

事業者の皆様におかれましては、制度見直しの内容をご理解いただくとともに、今後とも本市の入札契約制度へのご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 一般競争入札の対象拡大について

##### (1) 対象案件

原則、設計金額300万円を超える競争入札案件

##### (2) 適用期日

平成23年3月8日以降に公告する案件から適用

##### (3) 公告

「あいち電子調達共同システム(CALS/EC)」の入札情報サービスに、原則として毎週火曜日に掲載しますので、随時確認をお願いいたします。

#### 2 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の試行導入について

今年度に入り工事関係委託の入札において、入札価格の低下が著しく、落札金額が低下しております。工事関係委託に係る成果品は、公共工事のコストや品質、耐久性に非常に大きな影響を及ぼすことから、こうした品質等の低下を招くおそれのある低価格受注を適切に排除し、より適正な価格での契約の推進を図るため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を試行導入し、以下のとおり実施します。

##### (1) 対象業務

競争入札に付する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

##### (2) 対象金額

原則、設計金額2,000万円未満の案件を最低制限価格制度の対象とし、設計金額2,000万円以上の案件を低入札価格調査制度の対象とします。

##### 【最低制限価格制度】

最低制限価格を下回った入札は失格とします。



## 失格基準価格

調査対象となった場合、次に掲げる業務区分ごとの から に掲げる額の合計額を下回る価格での入札については調査を実施することなく失格とします。

業務区分				
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に $\frac{10}{3}$ の乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に $\frac{10}{5}$ の乗じて得た額	諸経費の額に $\frac{10}{5}$ の乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に $\frac{10}{5}$ の乗じて得た額	諸経費の額に $\frac{10}{5}$ の乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接業務費の額	地質調査業務(解析)費計の額に $\frac{10}{7}$ の乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に $\frac{10}{3}$ の乗じて得た額	
補償関係コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に $\frac{10}{5}$ の乗じて得た額	諸経費の額に $\frac{10}{5}$ の乗じて得た額	

### (4) 試行開始時期

平成23年3月8日以降に指名通知又は公告する案件から適用

#### 【問合せ】

豊田市総務部契約課 工事・委託担当

TEL 0565(34)6616

Mail keiyaku@city.toyota.aichi.jp